



やまとたかだ

2015

2

No.957



祝 成人

おめでとうございます



平成27年成人祝賀式 (1月11日撮影)

INDEX

安心・安全な水道水をおとどけます ① 水道事業水質検査計画 ②～③ 貯水槽水道の利用者の皆さんへ ④ 公共の場所に、自転車などを放置しないでください ⑤ 民生・児童委員と主任児童委員 ⑥ いま、市立病院では ⑦ 人権シリーズ ⑧ 商店街の移り変りと時代背景／消費生活センターから ⑨ BOOKサロン ⑩ 2014地区別懇談会 ⑪ 電子自治体アドバイザークラブ ⑫

安心・安全な水道水をおとどけします

水道部門では、安心して飲んでいただける安全な水道水を、皆さんのもとへ安定供給するため、配水管の整備事業をはじめとした、施設の整備・改修事業を順次すすめ、水質検査計画に基づいた水質検査と施設の管理を適正に行っています。

私たちの暮らしを支えている水道水について、「平成25年度上水道事業の概要」と「水質検査」を、お知らせします。

上水道事業の概要

平成25年度の配水状況は、総配水量は725万3,594m³で、前年度と比べて9、109m³率にして0.1%増加しています。給水人口は6万8,524人で、前年度に比べて615人減少しました。給水戸数については3万719戸となり、前年度と比べ34戸減少しました。

水道水を安定して届けるため、配水管整備事業として、配水管布設工事（大東町地内外1か所）や配水管布設替工事（大東町地内外15か所）を実施し、下水道関連工事として、給配水管移設工事（市場地内外17か所）などを行いました。

財政状況は、平成25年度1億6、061万2,949円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金10万5,191円と合わせ、当年度未処分利益剰余金

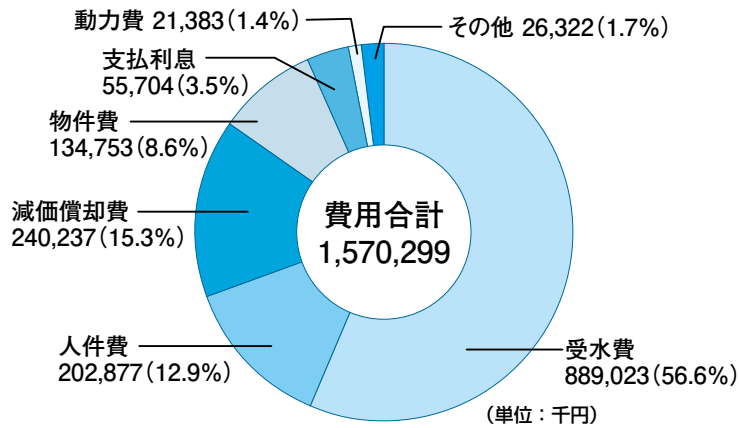
は1億6、071万8,140円となり、翌年度へ繰越しました。

しかし、総配水量の減少傾向は落ち着いたものの、社会的要因などにより、料金収入の減少や費用の増加などが予想され、予算を許さない状況です。そのため、中長期的な展望を思考して、実現可能で具体的な「水道事業基本計画」を策定し、有効的に活用していきます。

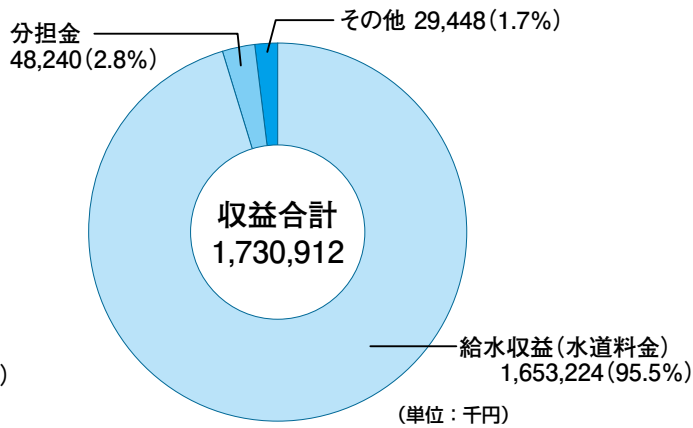
今後も、更に効率的な運営により、経費の節減に努め、財政基盤の安定化を図りながら、将来に効率よく継承できるよう、老朽施設の更新事業を行っていきます。また、災害時に備え、ライフラインを確保するための諸事業を推進し、常に安全で安心して飲める水道水の安定供給を図り、住民福祉の向上に資するよう努力します。

決算収支状況 上水道事業（税抜）

【水道事業費用内訳】



【水道事業収益内訳】



水道施設の整備

維持管理整備事業

- ①管路対策：
老朽管更新事業計画(25年度決算)
 - 配水管延長…… 216,527m
 - 老朽管残延長… 16,991m
 - 老朽管割合…… 7.8%
- ②施設対策：配水場老朽施設の更新
- ③管路対策：水管橋の点検

業務量（平成26年3月31日現在）

給水人口 …… 68,524 人
給水戸数 …… 30,719 戸
年間総配水量 …… 7,253,594m³
1日最大配水量 …… 22,190m³
1人1日平均配水量… 290ℓ

決算収支状況 工事関係（税込）

資本的収入	98,901	移設工事負担金収入、企業債借入など
資本的支出	566,516	水道施設の拡張、改良工事、企業債償還金など
差 引	△467,615	資本的収支不足額

(単位：千円)

平成27年度 大和高田市 水道事業水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、市民の皆さんに「安心」で「安全」な水を供給するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核となるものです。
水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目などを定めたものです。

市上下水道部では、水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、これまで行ってきた検査結果の公表と併せ、水道水が水質基準に適合し安全であることをさらに理解していただけるよう、公表します。

1. 基本方針

清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、水道法を遵守することを基本に、適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切な判断により需用者が安心、信頼し利用できる水道をめざします。

2. 水道事業の概要

- (1) 水源は、奈良県営水道より100%受水
- (2) 配水場は、市内3か所
1日配水施設能力
大東配水場…10,000m³
天満配水場…13,000m³
陵西配水場…15,000m³

3. 水道水の状況

- (1) 水道水は、奈良県水道局御所浄水場から受水しています。
御所浄水場の水質については、奈良県水道局ホームページの水質検査結果をご覧ください。

(3) 給水状況

区 分	内 容
給水区域	大和高田市内
給水人口(平成25年度)	68,524(人)
給水戸数(平成25年度)	30,719(戸)
年間給水量	7,253,594m ³
計画1日最大給水量	38,000m ³ /日
実績1日最大給水量	22,190m ³ /日

- (2) 水道水は、これまでの検査結果より、水質基準を十分満たしていることから、安全で良質な水です。

4. 水質検査項目、検査頻度

水質基準が適用される水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

法令に基づく水質基準項目(別表1)の項目No.1、2、38、46、51の検査は、毎月1回行います。

② 検査頻度

(ア) 法令に基づく水質基準項目(別表1)の項目No.1、2、38、46、51の検査は、毎月1回行います。

- (イ) 法令に基づく水質基準項目(別表1)のうち、前記の項目(ア)と省略不可項目No.9、21、31、42、43以外の項目については、年4回以上行うこととされていますが、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合は3年に1回、1/10超過1/5以下の場合には年に1回まで、検査頻度を緩和して行います。
- (ウ) 法令に基づく毎日検査項目(別表3)の、色・濁り・消毒の残留効果・残留塩素の検査は、1日1回行います。

◎ 水質管理目標設定項目

水質基準には該当しないものの、より質の高い水道水をめざすため、水質管理上留意すべき項目です。
水質管理目標設定項目(別表2)「3項目」の水質検査を行います。

5. 水質検査の方法

- (1) 上下水道部で自己検査を行う項目
● 毎日検査(水道法の規定による毎日検査項目)

- (2) 奈良広域水質検査センター組合(二部事務組合)に委託する検査
● 水質基準項目(検査区分…毎月検査・項目検査)

- 水質管理目標設定項目

6. 臨時検査

水道水が、次のような水質変化があり、水質基準に適合しない恐れがあるときは、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

- (1) 定期検査により、水質異常が判明した場合
 - (2) 水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
 - (3) 原因不明の色や濁りなど、水質が著しく悪化したとき
 - (4) 給水区域やその周辺において、消化器系伝染病が流行しているとき
- ※臨時の水質検査は、速やかに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

7. 水質検査計画および検査結果の公表

水質検査計画および水質検査の結果は、次の方法で公表します。

- (1) 広報誌「やまとたかだ」
- (2) 市ホームページ

(別表1) 水質基準項目

区分	項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間の最高値	検査頻度		
					大東配水場系 給水栓	天満配水場系 給水栓	陵西配水場系 給水栓
健康に関する項目	1	一般細菌	100個/ml	0	月1回	月1回	月1回
	2	大腸菌	不検出	検出せず			
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.001未満	25年度実施	26年度実施	27年度予定
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.002			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			
	8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満	年4回	年4回	年4回
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.50	25年度実施	26年度実施	27年度予定
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.06			
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.02			
	14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.002未満			
	17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			
	20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			
	21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.006未満	年4回	年4回	年4回
	22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			
	23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.005			
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.008			
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001			
	26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			
	27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.009			
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.004未満			
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003			
	30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.01			
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.005未満	25年度実施	26年度実施	27年度予定
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.04	25年度実施	26年度実施	27年度予定
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.005未満			
	35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.005未満			
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	4.9			
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001未満			
	38	塩化物イオン	200mg/l以下	11	月1回	月1回	月1回
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	47	年1回	年1回	年1回
	40	蒸発残留物	500mg/l以下	100			
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	25年度実施	26年度実施	27年度予定
	42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	年4回	年4回	年4回
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000004			
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	25年度実施	26年度実施	27年度予定
	45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.005未満			
	46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.6	月1回	月1回	月1回
	47	pH値	5.8~8.6	7.3			
	48	味	異常なし	異常なし			
	49	臭気	異常なし	異常なし			
	50	色度	5度以下	1未満			
	51	濁度	2度以下	0.1未満			

省略不可項目
過去の検査結果から3年に1回
過去の検査結果から1年に1回
過去の検査結果から1年に4回

(別表2) 水質管理目標設定項目

項目 No.	水質基準項目	目標値	検査頻度		
			大東配水場系 給水栓	天満配水場系 給水栓	陵西配水場系 給水栓
3	ニッケルおよびその化合物	0.01mg/l以下	25年度実施	26年度実施	27年度予定
14	抱水クロラール	0.03mg/l以下			
22	有機物質(KMnO ₄)	3mg/l以下			

(別表3) 毎日検査項目

項目 No.	水質基準項目	評価	検査頻度	検査方法
1	色	異常なし	毎日	自己
2	濁り	異常なし	毎日	自己
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/l以上	毎日	自己

貯水槽水道の利用者の皆さんへ

安心して水道水を使うために

現在、鉛給水管は使用していませんが、平成元年以前に給水管を布設した家庭では、鉛給水管を使用している場合があります。そのような家庭で、長時間水道水を使用しない場合、例えば、朝、番や旅行などで長時間留守にしたときの最初の水は、鉛がごくわずかに溶けだしていることがあります。

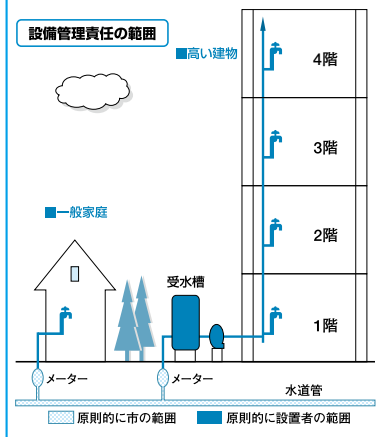
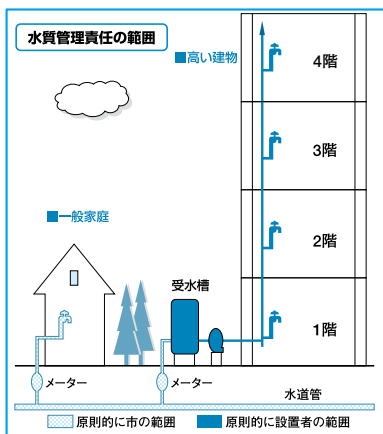
通常（流水）の使用状態では問題ありませんが、出し始めの水は、念のためバケツ一杯ぐらゐを、飲み水以外に使ってください。

自分でできる「水質チェック」

無色透明なガラス製のコップに水を入れ、色、濁り、臭い、味の4項目をチェックしましょう。

①色がついている 水槽の汚れや、給水管の腐食などが考えられます。

②濁っている 水槽が汚れている可能性があります。



〔上下水道部水道部門 〇52・13605〕

「入札参加資格申請」を受け付けます

水道資材納入業者

市内・市外業者の追加受付です。

▽受付期間 2月2日(月)～27日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▽提出方法 申請書等一式を上下水道部水道総務課へ持参

※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。

※郵送による受付は、できません。

▽指名願有効年度

●市内業者 平成27、28年度

●市外業者 平成27、28年度

▽納入資材 量水器、水道専用補修材料、その他水道専用資材

〔水道総務課 〇52・1367〕

市立病院給食用物資納入業者

▽受付期間 2月2日(月)～27日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

▽提出方法 申請書等一式を市立病院栄養管理科へ持参

※申請書などは、市立病院栄養管理

科にあります。

※郵送による受付は、できません。

▽指名願有効年度 平成27年度

▽納入物資 青果物、冷凍食品、加工水産物、塩干物、缶詰類、嗜好物、調味料、食用油、穀類、鶏卵、肉類

〔市立病院栄養管理科 〇52・26001〕

学校給食物資納入業者

▽受付期間 2月16日(月)～26日(木)

(土・日曜日、祝日を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▽提出方法 申請書等一式を学校給食会(教育委員会内)へ持参

※申請書などは、教育総務課保健給食係にあります。

※郵送による受付は、できません。

▽指名願有効年度 平成27年度

▽納入物資 青果物、冷凍・加工食品、塩干物、調味料、肉類

〔教育総務課保健給食係 内線135〕

公共の場所に、自転車などを放置しないでください！

平成27年4月1日より、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例が改正され、自転車放置禁止区域外だけではなく、その他公共の場所（道路公園などに自転車放置した場合も、移動保管の対象となります）。

自転車などを放置すると、交通の妨げになるだけでなく、交通事故の原因にもなり、また、自転車が盗難にあう恐れもあります。自転車は、サイクルポートなどに駐車し、放置自転車の減少にご協力をお願いします。

市内サイクルポートで

普通自動二輪車が

利用できるようになります

市内の各サイクルポート（サイクルポート近鉄高田南サイクルポートJR高田西を除く）で、普通自動二輪車（51cc～125cc）が駐車できるようになりました。

駐車料金は、原動機付自転車と同じで、下記のとおりです。詳しくは、市内各サイクルポート、または生活安全課へお問い合わせください。

原動機付自転車・普通自動二輪車

使用料

定期使用			屋根有り		屋根なし	
			市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
	学生	1 か月	3,000円	3,300円	2,700円	3,000円
		3 か月	8,700円	9,600円	7,800円	8,700円
		6 か月	17,100円	18,900円	15,300円	17,100円
	一般	1 か月	3,300円	3,600円	3,000円	3,300円
		3 か月	9,600円	10,500円	8,700円	9,600円
6 か月		18,900円	20,700円	17,100円	18,900円	
一時使用	1 日 1 回	200円				

※自転車の変更はありません。

〔生活安全課 内線321〕

2月は「水質改善強化月間」です

冬は、大和川の水質が特に悪化します。大和川の汚濁原因の約8割は、私たちの家庭から出る生活排水です。きれいな川をとりもどすために、ご協力ください。

- 食事は食べる分量だけ作り、残らないようにしましょう。
- 食器やフライパンなどの汚れは、拭き取ってから洗いましょう。
- 食べ残しや残りクズを、直接流さないようにしましょう。
- 浄化槽は定期的に点検し、適正に管理しましょう。

〔環境衛生課 内線281〕

市有地売却のお知らせ

左記物件を、一般競争入札により売却します。

1 申込者の資格条件

申込みには資格条件があります。確認してください。

2 参加申込期間

受付開始：2月16日（月）午前9時
受付締切：2月27日（金）午後5時
※土・日曜日、祝日は除く

3 入札の日時・場所

▽とき 3月16日（月）午前10時から
▽ところ 市役所別棟2階会議室

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

所在地	地積（㎡）	地目
大谷572番1	2095.73	宅地
都市計画区域区分		最低売却価格（円）
市街化調整区域 都市計画法第34条 第11号指定区域		48,460,000

※現状有姿による売却とします。

〔財産管理課 内線216〕

「カセットコンロ」の取扱い

2月に入り、寒さもピークを迎えてきました。寒い日が長く続くと、鍋料理などでカセットコンロを使う頻度が増えてきます。

そこで注意しないといけないのが、使用上の取扱いです。取扱いをひとつ間違えると、大惨事を引き起こすこともあります。

正しい使用上の取扱いを紹介します。

- ① 燃料ポンペを装着する際は、ポンベの切り込み部分を容器受けガイドに合わせ、正しく取り付けましょう。
- ② カセットコンロの燃料ポンベのカバー部まで覆う大きな鉄板や、鍋などをのせて使用すると、鉄板などからの輻射熱でポンベが過熱し、破裂する危険性があります。取扱い上の注意事項をよく読んで、正しく使用しましょう。
- ③ 燃料ポンペを廃棄する場合は、必ず中身を使い切り、穴開けをする際は、火の近くでは開けないようにしましょう。漏れたガスに引火し、火災になるおそれがあります。

また、市が指定するごみの分別区分を守って捨てましょう。

これらのことに注意して、使いましょう。



〔高田消防署 ☎25・0111（9）〕



あなたの地域の 民生・児童委員と主任児童委員



民生・児童委員は、大和高田市内で125名（国基準により県知事が定める定数）が、担当の区域を定めて活動しています。

また、主任児童委員は、市内各地区民生委員児童委員協議会（7協議会）ごとに2名います。

※氏名の記載がない地区は、平成26年12月10日時点で、民生・児童委員を委嘱されていない地区です。後日、委嘱されている場合がありますので、詳しくは社会福祉課へ問い合わせてください。

※担当地区名は、自治会名で表記しています。

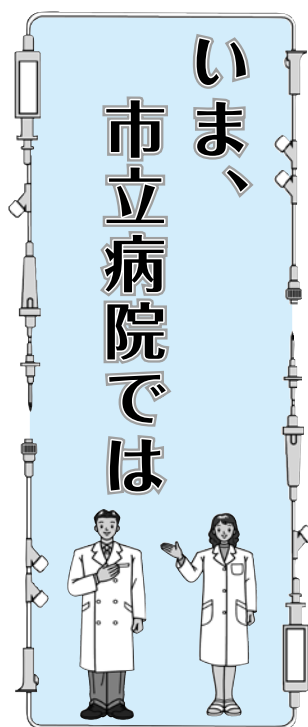
地区	氏 名	担当地区	地区	氏 名	担当地区	地区	氏 名	担当地区	地区	氏 名	担当地区
高田	島田 昌彦 (地区会長)	大中南	片塩	牧浦 康男	片塩西	磐園	安井 義男	池尻	浮孔	石田 博章	中三倉堂2丁目
	亀井 宏悦	駅前・高砂1, 2		吉川多恵子	本郷 1～3		勝谷 泰子	築山西之町1～8		生島美津子	西三倉堂
	齊藤 靖治	大岡町・相生1～2		竹村恵以子	池之町、古川町		石原 幸子	築山西之町9～17		坪井 是成	西三倉堂
	中西記左子	東 1～3		中山 重廣	旭町 1～3(北側)		岡野 昌三	築山赤坂町1～6		際本 艶	甘田町
	山本規仁子	東 4、大道 4		増井 慶司	旭町 1～3(南側)		飯田千恵子	築山赤坂町7～13		中尾 良子	蔵之宮町
	藤内 孝美	日之出 1		上北 弘美	南今里町		勝谷 健治	築山北之町		友田 順子	田井
		日之出2、ユニライフ		甲村 誠子	今里町		松田 祥子	上大谷町		林 充利	勝目
	乾 直治	日之出町3, 4		三室智恵子	中今里町		守川 晴美	築山北之町		吉川 省	曾大根(線路の東)
	赤井 康隆	本町 1～3		今井 美雄	昭和町		小林 恵利	主任児童委員		田邊 二郎	西甘田町
	奥村 恵司	本町 4～5		三浦 順子	昭和町		篠本由美子	主任児童委員		吉田小夜子	南陽町
	辻 芙美子	本町6, 7、西町		堀内 正裕	磯野東町	陵西	増井 宏次 (地区会長)	北市場		辻村スズ子	栄町
	浦野 潤	市町 1～4		西川 和男	磯野南町		奥村 昂枝	野口		結城 好永	東中、東中1丁目
	森 俊二	元町 1, 2		富田 明男	磯野南町		植島 岳之	出屋敷		青木 茂徳	東中 2 丁目
	森井 泰子	大中南(西)		田中 雅子	昭和町ウエスト ウイング		赤土 照子	西代		吉田 龍永	春日町
	吉川 香代	大中南(東)		矢原 千鶴	昭和町イーストウイング、 ノースウイング		中原 和子	池田		新澤 國和	田井新町
	西川紀美代	磯野西		中川 裕正	磯野新町		柏井 治美	領家		松田久子	蔵之宮町
	堀内 保典	磯野西		當麻 純子	主任児童委員		植嶋美奈子	大谷		前川 慎子	主任児童委員
	木村 勇	東雲、八丁		杉岡 信高	主任児童委員		植島三和子	北角		中島富久子	主任児童委員
	濱野 秀巳	幸町ネオハイツ	土庫	土井 利一 (連合会長・地区会長)	土庫北		澤田 和美	北大谷	菅原	涌田 五月 (地区会長)	出
	松四 明	幸町シティヴィラ		嶋谷キヌ子	土庫		横谷 容子	東大谷		猪口 康之	西坊城
	小西 邦茂	天神橋、駅前1、高砂1		江口 啓子	土庫		小西安紀子	北敷島町		委嘱待ち	西坊城
	小泉 誠	幸町アーバンコンフォート		森川 充	花園町		吉田 澄子	敷島町		増田佐和子	吉井
	松村 悦子	主任児童委員		高橋喜美子	若葉町		谷口 妙子	敷島町		吉川 朱實	秋吉
		主任児童委員		西浦 倉蔵	東 5		岡橋 重夫	北市場		中川キヌ子	奥田
片塩	吉村 高 (地区会長)	片塩東		大川日出晴	大道 5		上田 清介	橘町		山本 正憲	奥田西町、新緑町
	津田 律子	曙町		岩田 幸夫	松塚		吉川きみ子	橘町			西新緑町
	奥本 一秀	曙町		柏田久実子	東雲町(一部)		岸田二三子	新田		西井 陽子	根成柿
	堀川 雅永	曙町		森井恒四郎	藤森		田中 祥子	市場(中町、岡崎)		森本 恵子	根成柿
	樋口 満	曙町		速水 義秋	主任児童委員		川口佳代子	市場		出野美奈子	柿之内町
	北林 幸義	曙 1～2		森田 晃代	主任児童委員		谷本 聡子	市場		寺中 好	菅原町
	川本 信治	曙3、大道2, 3	磐園	安田 邦夫 (地区会長)	新池田		山本佳世子	主任児童委員		船津 勝蔵	根成柿ネオンシティ
		横大路西		牧口 睦子	有井	浮孔	森本 偉子	主任児童委員		細田美佐子	根成柿ネオンシティ
	吉村 淨教	横大路東		志野 啓子	神楽		内海 博子 (地区会長)	曾大根(線路の西)		弓場 一郎	主任児童委員
	井上佐知子	新町 1～3		吉川美智子	神楽		新本 啓子	東三倉堂町		中城久美子	主任児童委員
		八幡 1, 2		仲西 利夫	神楽		新森 和男	中三倉堂1丁目			

(敬称略)

◎民生委員とは…

それぞれの地域で、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。

〔社会福祉課 内線535〕



『そよかせサロン』

今回は、当院のオストメイトサロン『そよかせ』について、紹介します。

『そよかせサロン』は、2010年に発足し、今日までで計10回開催してきました。

1 オストメイトとは

「ストーマ保有者」のことです。がんや事故などが原因で消化管や尿路が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ）である「人工肛門」や「人工膀胱」を造設した人のことを、オストメイトといいます。ストーマを造設すると、失われた「腸」や「膀胱」の代用として、ストーマ装具という排泄物を貯留するための装具を使用して、日常生活を送っていくことになります。そういった生活の中で生じてきた疑問や悩みを分かち合い、オストメイトや、そのご家族の情報交換や交流を深めることを目的に、年に2回（春と秋）『そよかせサロン』

を開催しています。

2 参加された人たちの声

『そよかせサロン』では、その時々テーマに沿った、医師・看護師・薬剤師・理学療法士・栄養士といった「コメディカル（医療従事者）」のミニレクチャーを聴講したり、集まった皆さんで和やかな雰囲気の中、お互いに自由におしゃべりしたり、楽しい時間を共有しています。

過去、『そよかせサロン』に参加した人からの声を紹介します。

Q1 どのようにしてオストメイトサロンを知りましたか？

ストーマ外来（32%）、掲示板（24%）、ダイレクトメール（14%）、その他（14%）、広報誌（10%）、Webサイト（6%）

Q2 あなたの属性は？

消化管ストーマ（62%）、尿路ストーマ（17%）、家族（19%）、その他（2%）

Q3 参加して良かったですか？

とても良かった（56%）、良かった（41%）、ふつう（3%）

その他にも、「みんなと話ができて良かった」「自分だけじゃないということがわかり、励みになった」「医師・看護師・オストメイトが一同に会し、気軽に話し合えて良かった」といった意見や、まだ入院中の患者さんからは「退院後の自分の生活がイメージできた」、手術をこれから受ける患者さんからは「これで手術を受けようという気持ちになった」といった、嬉しい意見が多数寄せられています。

3 ストーマ外来

『そよかせサロン』の他にも、ストーマ装具を使用するにあたっての「ツツや、ストーマ周囲の皮膚トラブルに関する相談を受け付ける「ストーマ外来」があります。

○毎週水曜 午後1時から
（1名約60分 完全予約制）

次の開催は、5月ごろを予定しています。当院に通院していない人や手術を他院で受けている人、家族の人だけでも大歓迎です。気軽に参加してください。

一人でも多くの人にお会いできることを、心より楽しみにお待ちしております。

（WCC（皮ふ排出ケア）

認定看護師 吉川由紀）



「軽度認知障害（MCI）」とは？」

認知症とは、脳細胞の減少や大脳の病気により物忘れを自覚できない、出来事の記憶が丸ごと消える、年次や日付・季節がわからなくなるなど、日常生活に支障が出てくる病気です。

85歳の約半数、95歳以上の約8割は、認知症を患っています。超高齢社会に突入した日本では、誰もが認知症にかかる可能性があります。

●MCIとは？

健常者と認知症の人の中間の段階にあたる状態です。MCIとは、認知機能（記憶・決定・理由づけ・実行など）の内、1つの機能に問題が生じてはいますが、日常生活には支障がない状態のことです。

●MCIになるきっかけや原因？

初期症状を放置すると、認知機能の低下が続き、5年間で約50%の人は、認知症へ進行すると言われています。

厚生労働省は、認知症とその予備軍とされるMCI人口は、862万人と発表しています。驚くべきことに、これは65歳以上の4人に1人です。認知症やMCIは、とても身近な症状なのです。

●早期発見の重要性

早期発見・対処のためには、家族が気付くことが必要です。異変を感じていたとしても、認知症であると認めたくないことから、進行するまで放置してしまうことが少なくありません。

自分を大切に



私が小学校生のころ、私も同級生をいじめたことがあります。相手のいやなことを言い続けたり、相手のことを無視したりもしました。そのときの私は、自分のことに自信が持てず、何かモヤモヤとしたものが、心の中に渦巻いていました。その私が、いじめをしなくなったのは、自分のことが好きになり、まわりの人に認められ、自分に自信ができた、自分のことを振りかえることができるようになったときからです。いじめをしなくなったころから、友だちができるようになり、友だちの大切さもわかってきました。

でも、中学3年生のころ、同じ組の女の子が、まわりの人から「バイキン」呼ばわりされていました。掃除の時間にその子の机を粗末に運んだり、その子が飲んだ水道は使わなかったり、露骨な行動を取っていました。昔の自分だったら、同じことをしたかもしれない。いや、きつとしていたでしょう。しかし、私はその子に普通に接しました。

すると、まわりの子が、その子のことが好きなんだ、と冷やかしてきました。でも私は、いじめていることがおかしいと言い、自分のしていることは当たり前のことだと思い、子どもが自分自身のことを好きになり、自信をもって自分らしく生きていけることが、大切なことではないでしょうか。

そして、いじめをしない、見て見ぬふりをしない子どもたちの感性を育てていくことが、将来の人権のまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

今、いじめが集団化・陰湿化しています。そして、自殺するところまで追い詰めていくのです。人の尊厳や命を奪ういじめは、犯罪であるともいえます。

子どもが自分自身のことを好きになり、自信をもって自分らしく生きていけることが、大切なことではないでしょうか。

そして、いじめをしない、見て見ぬふりをしない子どもたちの感性を育てていくことが、将来の人権のまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

今、いじめが集団化・陰湿化しています。そして、自殺するところまで追い詰めていくのです。人の尊厳や命を奪ういじめは、犯罪であるともいえます。

早期に発見することは、効果的な時期に認知症の進行防止につとめられるだけでなく、認知機能が衰えても自分らしく生活ができるように、社会的な支援を受ける準備をするという、介護の面でも大切です。市では、早期発見のためのコンピュータ診断を行っています。市ホームページから見てください。

<http://fishbowindex.net/yanatotaka/>

携帯電話・スマートフォンでQRコード対応の機種を持っている人は、利用してください。



●MCJと診断されたら
診断されたからといって、認知症になることが確定したわけではありません。

認知機能の低下に対する適切な対策を行うことで、認知症を発症しないままでいられることもあります。治療や投薬のみならず、認知症によって低下する能力を鍛えたり、生活習慣によって認知症の進行を遅らせることが重要です。

●脳トレ教室で、楽しく脳を鍛えませんか？
中央公民館と葛城コミュニティセンターで、週に1回脳トレ教室を実施しています。

4～9月までの募集を2月に行います。本誌挟み込みチラシに、脳トレ教室募集説明会の案内を掲載しています。

●『オレンジカフェ』がオープンします。

認知症の人やその家族、地域の人がお茶を飲みながら、認知症という病気や普段の介護の悩みを話し合ったり、学んだりできる場所です。ちょっとした癒しの時間にと、お気軽にお立ち寄りください。詳しくは、地域包括支援センターだよりを見てください。

〔地域包括支援課 内線558〕

商店街の 移り変りと 時代背景



大和高田語りべ：上嶋 丈夫さん

上嶋丈夫さんは、市内に住んで90年。自身が
見てきた高田の歴史を、文章に書きとめてい
ます。

昭和10年前後にできた魚
市場・中央市場・丸高ストアー
について、記憶を頼りにチョッ
ト書いてみたいと思います。

魚市場は、今の北片塩10・
1から3までに、魚の仲買人
の有志によりできた魚の間屋
街です。当時、高田町の人口
は1万に満たず、小さな町に
しては大きな市場でした。そ
れだけの需要があったのです
ね。丁度、高田男子尋常高等
小学校（男子校）への通学路
にあり、冬の寒い朝には仲買
人がト口箱を砕き、ドラム缶で

燃やし暖をとる姿を横目で
見ながら、うらやましい思いで
寒さを堪え、手を擦りながら
登校したものです。

同時期に本郷町11の地内
にも、中央市場（食料品主
体）ができました。コの字型の
通路を挟んで18店舗が店を
出し、正面入り口には万盛庵
本店が出店、当時にしては異
色の食堂でした。

同じく本郷町2・12に丸高
ストアー（森田時計店の北と
なりで、今は更地）が開店、田
舎町では珍しい小さなデパー

トでした。今のコンビニを少し
大きくしたようなもので、大
変近代的で店内も明るく物
珍しさもあつて、大変繁盛し
たものです。

戦前の本町商店街につい
て、記憶を頼りに当時を振り
返つてみたいと思います。吉
田酒店・金田毛糸店・林ガラ
ス店・三宅布団店・なんばや日
用雑貨店・木村パン店・能勢
茶舗・狭間薬局・赤井傘店・
大辰菓子店・中川印刷・竹市
印刷・金田荒物店・北紺甚・
南紺甚 はぎや呉服店・十六
せんや陶器店・十六せんや玩
具店、これら以外にも青果
店・酒店・生花店などが軒を
連ねていました。

消費生活

センターから

「通話料が安くなる」
という勧誘による
光電話契約は慎重に！

大手通信会社の代理店を名
乗り、光電話の契約を勧誘す
る電話があつた。「毎月の電話
料金が安くなる。新たに契約
したら、以前の契約先の解約
料と工事費を返金する」と説
明され、契約した。工事も完了
し、工事費の返金を求め請求
書を送ったが、口実をつけて返
金してくれない。本当に大手通
信会社の代理店なのか。約束
どおり返金してほしい。

（60歳代女性）

全国の消費生活センターで、
光回線やインターネットなどの
電気通信サービスに係るトラブ
ルの相談が増えています。「今

の利用料金より安くなる」「今
後、今の固定電話は使えない」
「今、契約すればキャッシュバッ
クする」などと電話で勧誘され、

契約をしたが事実ではなかつ
た、また、「断つても何度も勧誘
され迷惑だ」という相談が多い
ようです。電気通信サービスの
勧誘は、サービスを提供する事
業者（大手通信会社）ではなく、
主に代理店が行っています。契
約をとると事業者から手数料
を得られる仕組みになっており、
より多くの顧客を求めて勧誘
がエスカレートし、「勧誘時の虚
偽説明」「契約内容の説明不
足」「強引な勧誘」など、トラブ
ルの原因となることがあります。
電気通信サービスに係る契
約は、割引やキャンペーンが多く、
契約時に消費者の費用負担が
少ないため、安易に契約してし
まう傾向にあります。後日、解
約を申し出ても、このサービス
にはクーリング・オフは適用され
ず、高額な解約料を支払うこと
になります。契約は、口頭の了
解でも成立します。消費者側に
書面などの資料がない電話勧
誘販売には、特に注意してくだ
さい。

事業者によっては、工事前な
ど契約から一定期間内であれば、
無償で解約できる場合があります。
「今、解約希望の場合はまず、
契約先の電気通信事業者に相

2月のおはなし会

◎おはなし会

▷とき 2月14日(土) ぐぜん10じ30ぶん～

▷ところ としょかん 2かい

- 絵本 『えりまきの花』
- おはなし 『てぶくろ』

◎えほんとならべうたの時間 《きらら》

▷とき 2月21日(土) ぐぜん10じ30ぶん～

▷ところ としょかん 2かい

- 絵本 『しんせつなともだち』
- おはなし 『かっぱのおたから』

※今月は第3土曜日に変更しますので、注意してください。

※ほかにもたのしいおはなしや、てあそびがあります。

[大和高田市立図書館

☎52-3424 FAX 52-9415]

BOOKサロン



今月の一冊



後ろ姿や座っている姿など、パンダがとても愛らしく描かれている絵本です。

パンダが「パンダ！」って叫ぶとどうなるのか知っていますか？それは、ぱびゅむらの動物の子どもたちに大人気で、いつも「あれやって〜」とせがまれています。さて、どうなるのでしょうか？

石井聖岳 作／小学館

『みーんなパンダ』

☆ほかにも、新着図書がいろいろあります。

村上山いこ 作／ポプラ社

『ねこ探！』

大塚菜生 文／くもん出版

『ほんとうはなかよし』

明橋大二 訳／1万年堂出版

『東京駅をつくった男』

若杉洸 著／講談社

『東京フラッグアウト』

金田一 剛文 金田洸 監修／クインテッセンス出版

『ははははいい 幼児期編』

下迫綾美 著／主婦の友社

『チヨコレートとクッキー、生チヨコレートの本』

◎どれにしようかな？

お店の特設コーナーでは、色々なチヨコレートがあり過ぎて、思わずぐるぐる回ってしまいませんか。近ごろは「友チヨ」や「自分へのご褒美チヨ」が増えているそうです。そこで、今回はチヨコレートに関する本をご紹介します。

『食物アレルギーのための』

大好物レシピ

(日本ハム株式会社中央研究所 著)

チヨコレートのおやつも代わりのものを使って作っており、その他にも色々なレシピが載っています。また、食物アレルギーと上手につきあうコツも紹介してあります。

チヨコレートの歴史物語

『チヨコレートの歴史物語』

(お菓子の図書館)

『サラ・モス 著』

アレクサンダー・パデノック 著

堤理華 訳／原書房

カカオは古の時代、「神への捧げ物」だったそうです。それから時を経て、世界を魅了するチヨコレートへと進化した歴史の物語(このシリーズには、他にも4種類のお菓子についての本があります)。

『おそなえはチヨコレート』

(小森香折 作／BL出版)

チヨコレート好きの女の子が、しゃべるペンのぬいぐるみと出会いました。さらに、図書館で黒い表紙の本を見つけたことから不思議な世界に巻き込まれたお話(児童書)。



教えて! 最新情報

「突沸」って?



ガスコンロでみそ汁を温めたら、噴きこぼれたという報告がありますね。



それは「突沸」といって、飲み物などを加熱したとき、急激に沸騰がおり、中身が飛び散ることをいうんだよ。



原因は、わかっているんですか?



常に発生するわけではなく、食品・食器・調理器具・加熱時間などの組み合わせが重なった場合だけにおこるんだ。



気をつけないと、やけどなどのケガをしますよね。



電子レンジなどで飲み物を温めるときは、温めすぎに注意しよう。それと、ガスコンロなどで温めるときは、火力を弱めて、かきまぜるなどしよう。



突沸が怖いので、博士にはぬるいお茶をいれてあげますね。

談してください。また、虚偽説明など問題のある勧誘を受けた場合は、取り消せる可能性もあります。

当該事例では、センターから大手通信会社に、当該販売店が代理店か確認したところ事実でしたので、苦情内容を伝え、代理店指導の徹底を求めました。また、代理店に相談者から求めたところ、全額返金されました。

- (1) 電気通信サービスには、クーリング・オフの適用はありません。解約を希望しても、高額な解約料を請求される場合があります。
- (2) 口頭でも契約は成立します。安易に返事をせず、書面などで契約内容を確認してください。
- (3) 価格だけでなく自分の利用環境や目的に照らし、本当に必要かを十分検討してください。必要なければ、きっぱりと断ってください。
- (4) トラブルになったときは、ひとりで悩まず、早めに消費生活センターに相談してください。

消費者へのアドバイス

優しさの蓄えを皆さんと

～人と人のつながりを求めて 2014年度地区別懇談会～

各校区人推協主催の地区別懇談会を、昨年10月から11月にかけて、10会場で実施しました。542名の参加者を得ての開催となりました。

本年度は、「子育て・人権 頭の体操2014」と題するクイズ(例えば、キリンの角は何本ですか?虎の耳の模様は?さてこの問題が人権とどう関係があるのでしょうか?といったもの)を元に、語り合いました。語りの合いの後、進行係からの謎解き、人権アドバイザーのまとめという学びのスタイルを取りました。これまでの積み上げの上にたつて、人権感覚を高める場を、参加者の皆さんと創り出すことをめざしました。

【参加者の皆さんの感想から】

○日ごろ、何気なく目にしたり、耳にしている事の中で、思い込みや、自身の感覚や尺度で人を見たり、決めつけたりしている事がいかに多いか、振り返り点検してみました。

○人権は堅いというイメージがあったのに、深く学び合うことができ、本当によかった。家族ともしぐ話をしてみます。

○話し合いの苦手な人への配慮が、もつというと思います。

○世代を超えて、人権に関わるテーマについて話し合えたことが、とてもよかった。

○女性の参加しやすい開催日時を工夫してください。

○楽しく真剣に話し合いができ、意外性もたくさんあり、もつと多くの人に参加してほしい内容でした。

○テーマと学習内容の整合性を検討してほしい。
など、たくさんさんの意見をいただきました。

また、人権アドバイザーのまとめには、

○今回の研修のねらいが整理され、すぐよくかった。
○アドバイザーの話に感激し、前半の和やかさに

加えて学びに深みを添えてもらい、素晴らしかったです。

といった声をいただきました。



【人権侵害の歯止めとして

「本人通知制度」の活用を】

「本人通知制度」について、本年度も地区懇談会で、案内をしました。

「本人通知制度」は、市町村が住民票の写しなどを代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人(市民課に登録が必要)に、交付したことをお知らせする制度です。この制度は、不正請求取得の防止を目的としています。

本市では、昨年度から登録者数は確実に増えていますが、まだまだ周知が足りないと考えます。人権侵害の大きな抑止力になるものと考え、今後も呼びかけ強化に努めたいと思います。詳しく知りたい人は、市民課もしくは人権施策課に問い合わせてください。

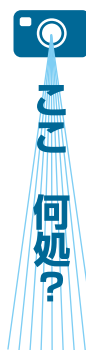
【今後への歩みのために】

是非再度参加したい、との声をたくさん聞くことができ、「魅力ある地区別懇談会」に、というねらいに、少し近づけたと考えます。また、子どもたちや聴覚障がい者、意思疎通支援者などの参加もあり、学びの幅が広がったとの声も届けられました。

一方、今後研修内容のレベルアップを期待する声もありました。事務局など、人権問題へのさらなる学び、啓発のあり方の研修などを重ねたいと思います。また、わかりやすい語句の使用、ルビの用意など、配慮の足りなさの指摘もいただきました。

皆さんからの温かい言葉を共有し、人権尊重のまちづくりのためのいっそうの前進を誓い合いたいと思います。

(市人推協事務局 内線276)



「位置について」
「よいこと?」

さて、ここは市内のどこでしょう。

答えは、うしろのページです。



インターネット時代の子どもたち タブレットと電子黒板

「今日は、電子黒板とタブレットの授業です」と先生の声。

「わあー！タブレットや！」

子どもたちの声があちろちろから聞こえてきます。

インターネット時代の子どもたちにとって、スマートフォン感覚でタッチ操作ができるタブレット授業は人気です。

「ある授業の様子をデジタルカメラで撮影しました。その写真を皆さんのタブレットに送りますので、ペンで加筆してください。また、別に送る白紙には、学んだ要点を書き、電子黒板に送ったら、前に出て発表してください。」



「ええーもう終わり、今度はいつ！」元気な子どもたちの声。

今や、タブレットと電子黒板授業は珍しくなく、多くの学校が始まっています。子ども1人に1台の

タブレットという時代が、もうそこまで来ています。

しかし、普及には課題も残りまです。学校におけるデジタル環境の整備が進んでいないこと、副教材のデジタル化が進んでいないことです。

電子黒板とタブレットの整備と、教科書を補完する副教材のデジタル化ができれば、コラボレーション授業の導入も夢ではありません。タブレットと電子黒板のコラボレーション授業では、専用パソコンと接続ソフトがあれば、電子黒板から子どものタブレットへ配信し、そこに子どもが電子ペンで自分の考えや感想を書き込み返信し、電子黒板で発表することができます。

デジタル授業には、大型テレビ、電子黒板、パソコン、デジタル副教材が必要です。大型テレビは全教室に設置済みですが、電子黒板は学校に1台というところが多いのが現状で、今後の普及が期待されます。デジタル副教材は、担任の先生以外には作ることができませんが、多忙な先生には時間がありません。そこで、先生を支援する組織的な取り組みが必要です。地域の人による学校への支援活動も広

がっており、これまでの経験を生かし、デジタル教材作り支援を続けていければ、と考えています。

教科書を開いて、読む・見る書き写す、というアナログ的な授業より、スピード感のあるデジタル副教材で補完する授業こそ、これらのインターネット時代にあるべき授業の姿ではないでしょうか。

今の時代の子どもたちを、どうしたら授業に関心を持たせ引き付けることができるかは、最初の話題性にかかっています。動画や画像を用い、目にインパクトを与えることで、授業への興味が決まります。

最近、理系離れが話題になっていますが、デジタル教育の普及が待っています。理系の大学生にきっかけを聞きました。「理系に興味を持ったきっかけは、小学校の社会の授業で見た、数校の世界遺産の写真でした。行ったことも見たこともない美しい写真が大型テレビ画面に瞬時に出てくるのが不思議で、どうしてそんな事ができるのか、テレビの中を見たいという思いが湧いてきたのです。大人になった

らテレビの中がわかる勉強をしよう、と思ったのがきっかけでした」

これからは、クラウドサーバーにデジタル教材をアップして活用するケースが増えてきます。例えば、サーバーにある国語の問題集をタブレットにダウンロードし、手書きペンで筆順勉強をする。クラウドサーバー利用で教材の共有が可能になれば、先生の負担も軽くなるでしょう。

◎スマホ・ケータイ啓発講習

◎学校情報化支援

◎ものづくり教室

▽問合せ NPO法人 電子自治体アドバイザークラブ

☎0742-368520

月曜日から金曜日に、電話をしてください。

